

全国専門学校日本語教育協会 会則

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 1)本会は全国専門学校日本語教育協会(略称「全専日協」と称する。
2)本会の英語名称を The National Association of Colleges for Japanese Language Education (略称「NACJE」と定める。

(事務所)

- 第2条 本会の事務所は事務局担当校内に置く。

(目 的)

- 第3条 本会は専修学校の専門課程として設置された日本語科の教育内容充実と基盤整備のため、会員が一致協力し、関係諸機関との緊密な協力のもとに国際社会における日本語教育機関の信頼性確立と国際交流の推進に資することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本協会は前条の目的を達成するため次の諸事業を行う。
①教材並びに教育指導法の研究開発。
②教員の質的向上を目的とする研修、研究。
③学生の福利厚生増進に関する諸活動。
④日本語教育に関わる国際交流事業
⑤関係諸団体並びに諸機関との協力による教育基盤整備に関わる事業。
⑥その他本会の目的達成に必要な諸活動。

(組 織)

- 第5条 本会は全国専修学校各種学校総連合会の都道府県支部に加盟し、専修学校の専門課程として日本語関連学科を設置している学校法人等の設置者、又はその指名による代理者をもって組織する。

第2章 会 員

(会 員)

- 第6条 本会は第5条に定める組織の構成員をもって会員とする。

(入 会)

- 第7条 1) 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長宛に提出するものとする。
2) 会長は会員の入会について、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

- 第8条 1) 本会の入会金及び会費の額は総会において定める。
2) 既納の会費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退 会)

- 第9条 1) 会員が退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長宛に提出しなければならない。
2) 退会者は退会年度までの会費納付の義務を負うものとする。
3) 会員の退会について会長は、理事会に報告承認を得るものとする。

(除 名)

- 第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、会長は理事会の議を経てこれを除名することができる。
①会費を滞納したとき。
②本会の会員としての義務に違反したとき。
③本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反した行為のあったとき。

第3章 役員及び職員

(役 員)

- 第11条 本会に次の役員を置く。
①会 長 1名
②副 会 長 2名
③理 事 10名以内(うち 常任理事5名以内)
④監 事 2名

(役員を選任)

- 第12条 1) 会長は理事会の推薦により、総会において選任する。
2) 理事並びに監事は総会において選出し、副会長、常務理事は理事の互選による。

(役員任期)

- 第13条 1) 本会の役員任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。
2) 補欠又は増員による役員任期は、現任者の残任期間とし、任期満了者は後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員)の職務)

- 第14条 1) 会長は本会の会務を総理し、本会を代表する。
2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
3) 常務理事は会務を分担し、業務を執行する。
4) 理事は理事会を組織し、会長及び副会長を補佐し、本会の総会議決事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

- 第15条 監事は本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
① 本会の財産の状況を監査すること。
② 役員の仕事執行の状況を監査すること。
③ 財産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会、又は会長に報告すること。
④ 前号の報告をするため必要がある時は、理事会又は総会を招集すること。

(顧問・相談役)

- 第16条 1) 本会に顧問又は相談役を置くことができる。
2) 顧問又は相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第4章 会 議

(職 員)

- 第17条 1) 本会の事務を処理するため職員を置くことができる。
2) 職員は会長が任命し、有給とする。

(会 議)

- 第18条 会議は総会及び理事会とする。

(総 会)

- 第19条 1) 総会は定期総会及び臨時総会とし、第6条に定める会員をもって構成する。
2) 定期総会は毎年6月に会長がこれを招集する。
3) 臨時総会は理事会又は理事が必要と認めたとき、会長が招集する。
4) 会長は会員現在数の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、臨時総会を招集しなければならない。
5) 常会の招集は、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
6) 総会の議長は、会議の都度会員の互選とする。

(総会の議決事項)

第20条 総会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決しなければならない。

- ①事業計画及び収支予算に関する事項。
- ②事業報告及び収支決算に関する事項。
- ③財産目録及び貸借対照表に関する事項。
- ④その他理事会において必要と認めた事項。

(理事会)

- 第21条
- 1) 理事会は毎年1回、会長がこれを招集する。
 - 2) 会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を求められたときは、臨時に理事会を招集しなければならない。
 - 3) 理事会の議長は会長とする。

(会議の定足数)

- 第22条
- 1) 総会において会員現在数の2分の1以上、理事会においては理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
但し、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
 - 2) 総会及び理事会の議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第23条 総会及び理事会は議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第5章 会 計

(事業及び会計の年度)

第24条 本会の事業及び会計の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第25条 本会の事業遂行に擁する一般経費は、入会金及び会費、事業に伴う収入、寄付金によってこれを支弁する。

(資産の管理)

第26条 本会の資産は会長がこれを管理し、現金は定期貯金等確実な方法により保管する。

(事業計画及び収支予算)

第27条 本会の事業計画及び収支予算は会長がこれを編成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、定期総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第28条 本会の事業報告及び収支決算は会長がこれを作成し、監事の意見を付して理事会及び定期総会の承認を得なければならない。

附 則

(会則の変更)

第29条 本会則の変更は、理事会及び総会において各々3分の2以上の議決を得なければならない。

(細 則)

第30条 本会則の施行について必要な細目は、理事会及び総会の議を得て別に定める。

(解 散)

第31条 本会の解散は、理事会及び総会において各々4分の3以上の議決により決するものとする。

(残余財産の処分)

第32条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において各々4分の3以上の議決により決するものとする。

附 則

1) 本会則は1995年(平成7年)4月27日よりこれを施行する。

2) 本会則は2003年(平成15年)4月1日よりこれを施行する。